

# 弁護士倫理・ここが問題

## 第6回 刑事弁護人の守秘義務とマスコミ対応の問題点 (その2)

弁護士倫理特別委員会副委員長 中島 義則 (24期)

### 1 守秘義務が解除される正当な理由

弁護士職務基本規程 (以下「規程」と略称) 23条の「正当な理由」について、解説弁護士職務基本規程 (『自由と正義』Vol.56, 2005年臨時増刊号以下「解説」と略称) は、①依頼者である被疑者 (含む被告人) 本人の承諾がある場合、②被疑者の犯罪行為の企図が明確で、その実行行為が押し迫っており、犯行の結果が極めて重大な場合で秘密の開示が不可欠の場合、③依頼事件に関連し、弁護士自身が民事、刑事等の係争の当事者となり、あるいは懲戒審理の場や紛議調停の場において自己の主張・立証のため必要不可欠な場合としている (解説36頁)。

上記①は、秘密を侵害される立場にある本人が同意または承諾することにより秘密性が喪失され、本条の保護対象から外れる場合である。②は重大犯罪発生防止の公益的観点からの社会的正当防衛等に該当する場合である。③は弁護士本人の法益擁護の観点からの自己防衛に該当する場合である。いずれの事由も違法性が阻却される一般的な場面を例示列挙したものと解される。

なお、米国のABA法律家職務規範規則も守秘義務が解除される場合について、規程と同旨の事例を具体的に列挙している (同規則1.6)。

### 2 公知の事実 または 第三者により公表された事実

公知の事実及び本人が一般に公表した事実については、一般的に秘密性が失われ「秘密」とはいえない。ただし、①第三者がなんらかの方法で知って公

表した事実、②報道された事実、③裁判記録中に含まれた事実については、さも真実であると認識され秘密性が失われたように一見思われる。しかし、①については、いまだ依頼者である被疑者本人からの確認が得られない場合、②については、不完全な取材に基づく憶測記事である場合、③については、反対尋問を経ておらず確定した事実とはいえない場合があり得る上、被疑者本人が否定し反論する場合がある。したがって、被疑者本人の承諾がない以上「秘密」事項に該当し、弁護士が被疑者本人の承諾のないまま公表されている内容を裏付けし、あるいは追認する言動をすること (たとえば、無責任報道が事実であると述べること等) は、守秘義務に反し、かつ被疑者との信頼関係破壊に繋がり (規程26条等)、許されないと解される。

### 3 被疑者本人の承諾をめぐる注意点

被疑者本人の承諾を得て、本人のために利益であると判断して開示した場合でも、承諾を得るについて十分な説明をしていないと、承諾の有無自体が問題にされる場合もあり得る。つまり、弁護人の説明や打合せにより、被疑者が供述内容等を公表することの意義・効果等すべての事情を正しく理解し承諾していることが必要である。ABA弁護士責任規範も「依頼者がすべての事情を知った上で同意したときには (中略) …弁護士が情報を開示することを妨げるものではない」と同旨の規定をしている (同規範EC4-2)。

(以下次号に続く)